

日田市規則第61号

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月26日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
第12条 略	第12条 略
<u>第12条の2 条例別表第1の10の2の項の規則で定める事務は、 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。</u>	
第15条 略	第15条 略

第15条の2 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第40条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

(5) 日田市地域生活支援事業実施要綱第137条の規定による日田市重度障害者移動支援事業の利用券の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ 略

オ 当該請求を行う者に係る住登外者宛名情報

(6) 略

第41条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業（以下この条において「地域子ども・子育て支援事業」という。）として実施する日田市延長保育事業実施要綱第11条によ

第40条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(4) 略

(5) 日田市地域生活支援事業実施要綱第137条の規定による日田市重度障害者移動支援事業の利用券の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ 略

(6) 略

第41条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業（以下この条において「地域子ども・子育て支援事業」という。）として実施する日田市延長保育事業実施要綱第11条によ

る利用の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 当該申込みに係る子ども又は当該子どもの保護者に係る
住登外者宛名情報

- (3) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市実費徴
収給付事業実施要綱第6条による給付の申請に係る事実につ
いての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ 略

エ 当該申請に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

- (4) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市子育て
短期支援事業実施要綱第6条による利用の申請に係る事実
についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 当該申請に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

- (5) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市一時預
かり事業（一般型・幼稚園型）実施要綱第11条による利用の
申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる
情報

ア及びイ 略

る利用の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次
に掲げる情報

ア及びイ 略

- (3) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市実費徴
収給付事業実施要綱第6条による給付の申請に係る事実につ
いての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ 略

- (4) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市子育て
短期支援事業実施要綱第6条による利用の申請に係る事実
についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

- (5) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市一時預
かり事業（一般型・幼稚園型）実施要綱第11条による利用の
申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる
情報

ア及びイ 略

ウ 当該申込みに係る子ども又は当該子どもの保護者に係る
住登外者宛名情報

- (6) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市病児保育事業実施要綱第12条による利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 当該申請に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

- (7) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市病後児保育事業実施要綱第12条による利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 当該申請に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

第42条 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第6条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ 略

- (6) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市病児保育事業実施要綱第12条による利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

- (7) 地域子ども・子育て支援事業として実施する日田市病後児保育事業実施要綱第12条による利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

第42条 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第6条の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～カ 略

キ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

- (2) 日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第13条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ 略

カ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第43条 条例別表第2の29の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～ク 略

ケ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

- (2) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

- (2) 日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第13条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ 略

第43条 条例別表第2の29の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～ク 略

- (2) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア及びイ 略

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に
係る住登外者宛名情報

- (3) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第10条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク 略

ケ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に
係る住登外者宛名情報

第44条 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ 略

ク 再開発住宅入居者等に係る住登外者宛名情報

- (2)～(5) 略

第45条 条例別表第2の31の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲

ア及びイ 略

- (3) 日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第10条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク 略

第44条 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ 略

- (2)～(5) 略

第45条 条例別表第2の31の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲

げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～オ 略

カ 当該申請に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

- (2) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第6条第3項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～エ 略

オ 当該申請に係る子ども若しくは当該子どもの保護者又は
当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情
報

- (3) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第8条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ 略

カ 当該届出に係る子ども又は当該子どもの保護者に係る住
登外者宛名情報

第46条 条例別表第2の32の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲

げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～オ 略

- (2) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第6条第3項の医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア～エ 略

- (3) 日田市子ども医療費の助成に関する条例第8条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ 略

第46条 条例別表第2の32の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲

げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ 略

ク その他住宅入居者等に係る住登外者宛名情報

- (2)～(6) 略

第46条の2 条例別表第2の32の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例第4条の利用者負担額の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～コ 略

サ 当該申請に係る子ども若しくは当該子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

- (2) 略

第47条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行

げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例第7条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ 略

- (2)～(6) 略

第46条の2 条例別表第2の32の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例第4条の利用者負担額の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～コ 略

- (2) 略

第47条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行

う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ヌ

ネ 要保護外国人等に係る住登外者宛名情報

- (2)～(6) 略

第48条 条例別表第2の34の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務 当該申請を行う者又は当該申請者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報及び住登外者宛名情報

- (2) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報及び住登外者宛名情報

第49条 条例別表第2の35の項の規則で定める事務は、日田市介

う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ヌ

- (2)～(6) 略

第48条 条例別表第2の34の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務 当該申請を行う者又は当該申請者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

- (2) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更若しくは療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第49条 条例別表第2の35の項の規則で定める事務は、日田市介

護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱第7条の利用者負担の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の35の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(6) 略

(7) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第50条 条例別表第2の36の項の規則で定める事務は、日田市軽度・中度聴覚障がい児支援事業実施要綱第6条の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の36の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(8) 略

(9) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第53条 略

第53条の2 条例別表第3の3の2の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。

護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業実施要綱第7条の利用者負担の軽減の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の35の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(6) 略

第50条 条例別表第2の36の項の規則で定める事務は、日田市軽度・中度聴覚障がい児支援事業実施要綱第6条の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の36の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1)～(8) 略

第53条 略

第57条 略

第57条の2 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。

第57条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。